

令和6年那審第16号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年4月8日08時00分

沖縄県石垣港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 18.78メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 360キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備えた、そでいか旗流し漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾2.2メートルの喫水をもって、令和6年3月26日14時00分沖縄県那覇港の係留地を発し、翌々28日14時00分同県波照間島南方沖合の漁場に到着したのち、操業を繰り返し、翌月7日22時00分漁場を発進して燃料補給のため石垣港に向かった。

ところで、石垣港南東部及びその周辺には、陸岸から約1,000メートル沖合にかけて東ノ瀬と称するさんご礁が拡張し、同港南東端付近のさんご礁の切れ目に釜口と称する幅約50メートル長さ約1,200メートルの水道があり、同水道の両側に石垣港登野城第1号灯標（以下、灯標及び立標については、「石垣港登野城」の冠称を省略する。）、第2号灯標、第3号立標、第4号立標、第5号立標、第7号立標及び第8号立標がそれぞれ設置されていた。

a受審人は、釜口を数十回航行した経験を有し、東ノ瀬の存在を承知しており、釜口を出入りする際、目視により航路標識と航路標識の間を航行していた。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室で立った姿勢で、単独で操船に当たり、第1号灯標と第2号灯標間を通過したのち、目視により釜口を航行することとし、翌8日07時59分少し前第3号立標から159度（真方位、以下同じ。）315メートルの地点で、左舷前方に認めた第5号立標を第3号立標と判断し、針路を336度に定めて自動操舵とし、6.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a 受審人は、東ノ瀬まで 250 メートルとなり、その後東ノ瀬に向首接近する状況であったが、航路標識に沿って水道内を航行しているので、航行に支障はないものと思い、GPS プロッターを活用して東ノ瀬との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、目視で周囲を見ながら東ノ瀬に向首したまま続航し、08 時 00 分第 3 号立標から 178.5 度 55 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力のまま、東ノ瀬に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力 2 の南風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、左舷船底外板に擦過傷、プロペラ翼及び舵板に曲損を生じ、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、石垣港南方沖合において、同港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、東ノ瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、石垣港南方沖合において、同港に向けて航行する場合、東ノ瀬に乗り揚げることのないよう、GPS プロッターを活用して東ノ瀬との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航路標識に沿って水道内を航行しているので、航行に支障はないものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、東ノ瀬に向首接近する状況に気付かないまま進行して東ノ瀬に乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年5月15日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也